

○議長（吉田敏郎）

日程第7 議案第33号 開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の利率を定める等の改正をしたいので、開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

それでは議案を朗読させていただきます。

議案第33号 開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月21日提出、開成町長、府川裕一。

はじめに今回の条例改正の趣旨について申し上げます。

今回の議案につきまして、提案理由にありますように、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、年3%に固定されている災害援護金の貸付利息につきまして、市町村の判断に基づきこれよりも低い利率での貸付を条例で制定できるようになったことを踏まえ改正するものでございます。

それでは1ページをおめくりいただきまして条例案を御覧ください。

開成町条例第 号 開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年開成町条例第18号の一部）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

表のほうでございしますが、表の右側が改正前、表の左側が改正後になります。

まず、第14条につきまして、据置期間後の災害援護資金の利率は改正前では3%と規定しておりました。

改正後では、第1項で災害援護資金の貸付を受けようとする方は保証人を立てることができるとし、第2項では、保証人は連帯して債務を負担するものとして保証する債務は違約金を含むものとしております。

第3項におきまして利率は保証人を立てる場合は無利子であり、保証人を立てない場合は1%としております。

第15条では、災害援護資金の償還方法について、改正前では毎年一定額を支払う年賦、半年に1回ずつ支払う半年賦のみでしたが、改正後では毎月支払う月賦も加えております。

第3項では、被災によって、保証人を立てられない被災者の方につきましても、災害援護資金の貸付を受けられるように、法律の趣旨に従いまして、改正前の条例で規定しておりました保証人の記載を削除いたしまして、また、法律施行令の条文の変更に伴う文言の整理をしております。

附則でございます。施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の開成町災害弔慰金条例の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用するものでございます。

経過措置でございます。この条例によります改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する、災害援護資金の貸付につきまして適用し、同日前に生じた、災害により被害を受けた世帯の、世帯主における災害援護資金の貸付につきましては、従前の例によります。

なお、開成町では、災害弔慰金の支給を行うような災害は発生しておりませんのでこの条例に該当する方はいらっしゃいません。

御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第33号 開成町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。